

熱海市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月30日

熱海市長 齊 藤 栄

熱海市条例第15号

熱海市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

熱海市職員の育児休業等に関する条例（平成4年熱海市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条の5を削る。

第3条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、57日間とする。

附 則

この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和4年法律第35号）附則第1項本文に規定する規定の施行の日から施行する。